

1. 移動円滑化基本構想策定の背景と目的

1.1.熊本市移動円滑化基本構想策定の背景と目的

わが国においては、諸外国に例を見ないほど急速な高齢化が進展し、また、ノーマライゼーションの考えが広まる中、高齢者、身体障害者等を含む、誰もが安心して活動し社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっている。こうした社会状況を受けて、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が制定された。この法律により、市町村は国の基本方針に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区（以下、重点整備地区という）において基本構想を策定することができるとされており、全国の市町村で基本構想策定への取り組みが行われているところである。

熊本市においても、他都市と同様に高齢化が進展する中、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活ができる交通環境の整備改善が求められている。また、熊本市の都市構造は今後、九州新幹線、連続立体交差事業、交通結節点整備事業等の事業進捗により熊本駅周辺地区をはじめとして大きく変貌することが予想されている。以上の背景をふまえ、交通バリアフリー法に基づいて熊本市移動円滑化基本構想を策定するものであるが、その基本構想においては、主要な旅客施設周辺においてバリアフリー化の改善の必要性が高く、早期の実現性が期待できる地区を重点整備地区として選定し、交通バリアフリーに関する整備方針を定めて、バリアフリー化の重点的、一体的な推進をするものである。また、それらの施策について、関係機関の役割を明確化し、本市におけるバリアフリー化の効果的な促進を図ることを目的とする。

1.2.交通バリアフリー法の概要

【法律の目的】

この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した社会生活及び日常生活を確保することの社会的要請の増大にかんがみ、バリアフリー化された交通環境の整備を行うことで、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【法律の基本的な仕組み】

1) 基本方針の作成

主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため「基本方針」を作成する。

2) 公共交通事業者に対するバリアフリーの基準適合義務

公共交通事業者に対し、駅、ターミナル等を新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機、などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務づける。

3) 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

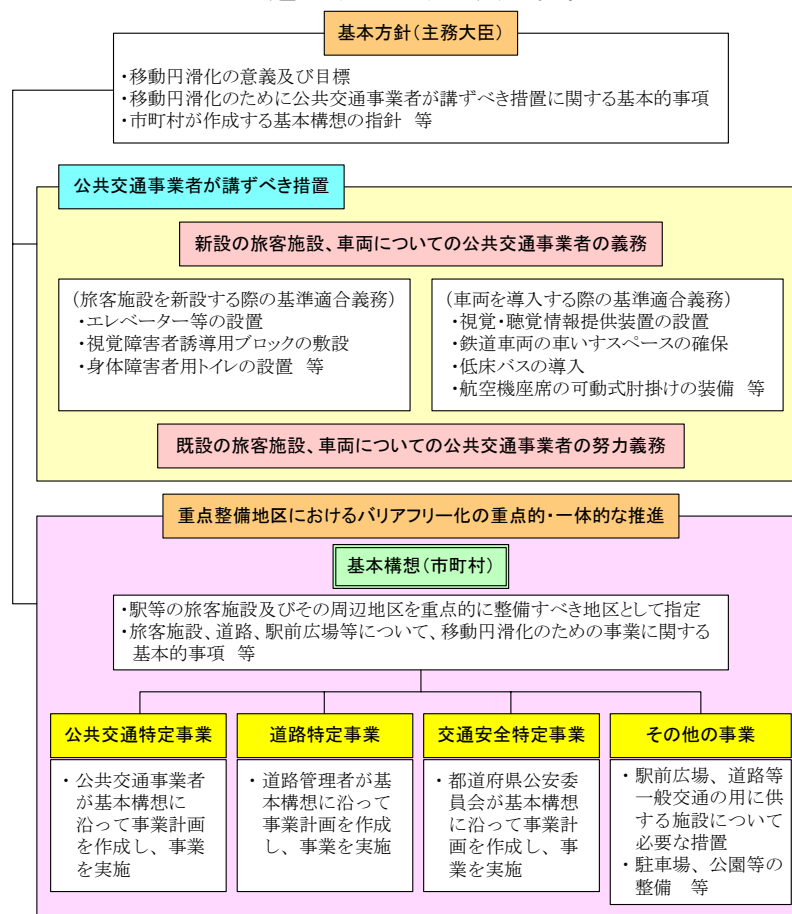
○市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、1日の利用客数が5,000人以上の旅客施設を中心とした重点整備地区について、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、目標等を内容とする「基本構想」を作成することができる。

○基本構想に基づく事業の実施

公共交通事業者、道路管理者および都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。

●交通バリアフリー法の仕組み



【移動円滑化の目標】(国において定められたバリアフリー化の目標)

1) 旅客施設

○平成22年(2010年)までに、1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅及び軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて以下のバリアフリー化を図る。

- ・段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、トイレがある場合には身体障害者対応型トイレの設置等の移動円滑化
- ・これ以外のバスターミナルについても、地域の実情に応じて、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施

2) 車両等

○平成 22 年（2010 年）までに、以下のバリアフリー化の達成を目標とする。

【国における車両等のバリアフリー化の目標】

車両の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約 51,000	約 15,000 (約 30%)
乗合バス車両	約 60,000	原則として、10～15 年で低床化された車両に代替 (うちノンステップバス) 約 12,000～15,000 (20～25%)
旅客船	約 1,100	約 550 (約 50%) を移動円滑化された船舶とする。
航空機	約 420	約 180 (約 40%)

3) 一般交通施設

○重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、移動円滑化を実施する。(原則として平成 22 年（2010 年）までの目標)

4) 信号機等

○音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。(原則として平成 22 年（2010 年）までの目標)

○重点整備地区内の特定旅客施設または主要な特定経路を構成する一般交通施設と一体として利用される駐車場、公園等の公共用施設で、基本構想に位置付けられたものについて、上記 1) から 4) までの移動円滑化と併せて、移動円滑化を実施する。

1.3.熊本市移動円滑化基本構想の位置付け

基本構想は、以下に示す本市の上位計画、関連計画との整合性を確保するとともに、交通バリアフリー法及び国が定めた「移動円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定する。

また、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会は、この基本構想に沿って、それぞれ公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業を実施するための計画を作成し、事業を実施することになる。

都市整備に関する基本方針・関連計画	交通に関する上位・関連計画、事業計画
<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市総合計画 ・熊本市都市マスタープラン ・熊本市中心市街地活性化基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本都市圏の都市交通マスタープラン ・熊本都市圏都市交通アクションプログラム ・熊本市道路整備プログラム (H15-24)
高齢者、身体障害者等福祉に関する上位・関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市オムニバスタウン計画 ・あんしん歩行エリア形成事業 ・鉄道高架化事業 ・熊本駅周辺整備事業 ・熊本駅西土地区画整理事業 ・上熊本駅周辺まちづくり計画案
<ul style="list-style-type: none"> ・くまもとはつらつプラン (高齢者保健福祉計画) ・くまもと障害者プラン (第 3 期熊本県障害者計画) ・やさしいまちづくり公共交通基本計画 (熊本県) ・くまもとユニバーサルデザイン振興指針 (熊本県) ・熊本市やさしいまちづくり総合計画 ・熊本市障害者プラン 	